

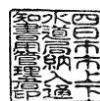
四日市市上下水道局告示第3号

四日市市上下水道局公印規程（昭和33年水道局管理規程第2号）第7条の規定に基づき電子計算機に記録した公印の印影を出力して使用する、または公印の縮小した印影を使用するので、次のとおり告示する。

平成28年 2月 9日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

- 1 名称 四日市市上下水道局納入通知書用管理者印
- 2 寸法 方10ミリメートル 方12ミリメートル
- 3 印影



4 印刷物の名称

方10ミリメートル

- 水道料金・下水道使用料納入通知書（平成28年度分）
- 水道料金・下水道使用料納入通知書（督促）（平成28年度分）
- 水道料金・下水道使用料納入通知書（催告）（平成28年度分）
- 納入通知書（平成28年度分コミュニティ・プラント使用料）
- 納入通知書（平成28年度分農業集落排水施設使用料）

方12ミリメートル

- 事業収益等納入通知書（平成28年度分）
- 納入通知書（その他収益用）（平成28年度分）
- 下水道受益者負担金納入通知書（督促状）（平成28年度分）
- 下水道受益者負担金納入通知書（催告状）（平成28年度分）

（上下水道局管理部お客様センター）